いじめ自殺裁判一覧 武田さち子作成 2014 年 11 月 16 日更新

いじめ自殺裁判一覧

	事		被告		裁判結果		裁判結果	参考資料		
No.	自殺行為日学校	被害者	遺書	暴力	学校 設置者	生徒保護者	判決	結果	主な内容	判時:判例時報 判タ:判例タイムズ 判自:判例自治
1	1975/11/20 新潟県加茂市 県立農林高校	男(高 4)		有	0	0	1981/10/27 新潟地裁	棄却	・加害者らの行為と自殺との因果関係認定・自殺の予見可能性否定	判時 1031 号 158 頁 判夕 456 号 74 頁
2	1980/9/16 大阪府高石市 市立中学校	男(中1)中尾隆彦君		有	0	0	1986/3/31 大阪地裁 堺支部	和解	・この教訓を教育行政・教育現場に生かす ・加害者両親が連帯して 200 万円の慰 謝料を支払う	
3	1985/8/26 三重県白山町 私立高校	男(高 1) 多田武秀君		有	0		1991/9/ 津地裁	棄却	・学校の過失を否定	
							1991/9/26 名古屋高裁	棄却	・学校の過失を否定・自殺の予見可能性を否定	
							1993/2/18 最高裁	棄却	・名古屋高裁判決を支持	
4	1985/9/26 福島県いわき市 市立中学校	男(中3) 佐藤清二君	メモ	有	0	0	1990/12/26 福島地裁 いわき支部	一部 認容	 生徒保護者とは判決前に和解 いじめと自殺の因果関係認定 学校の安全保持義務違反認定 自殺の予見可能性不要 7割過失相殺 	判時 1372 号 27 頁 判タ 746 号 116 頁
5	1986/2/1 東京都中野区 区立中学校	男(中2) 鹿川裕史君	有	有	0	0	1991/3/27 東京地裁	一部 認容	・安全義務違反認定・自殺の予見可能性否定・いじめの存在、自殺との因果関係を否認	判時 1387 号 26 頁 判夕 757 号 98 頁

いじめ自殺裁判一覧 武田さち子作成 2014 年 11 月 16 日更新

V 1 C 0	7日校裁刊—1見									114 年 11 月 16 日 史利
							1994/5/20	一部	・ <mark>いじめと自殺の因果関係認定</mark>	判時 1495 号 42 頁
							東京高裁	認容	・生徒のいじめ認定	判タ 847 号 69 頁
									· 加害保護者の監督義務違反認定	
									・自殺の予見可能性否定	
6	1986/2/22	男(小6)	有	有		0	1990/8/	棄却	・いじめを否定	
	大阪府大阪市	田村勤也君					大阪地裁		・自殺の予見性を否定	
	市立小学校									
7	1988/12/21	女(中1)	有		0		2001/9/5	棄却	学校の安全保持義務違反否定	
	富山県富山市	岩脇寛子さん					富山地裁		・学校の調査・報告義務違反否定	
	市立中学校								・いじめと自殺との因果関係認定	
									・自殺の予見性否定	
							2003/12/17	棄却	・いじめと自殺との因果関係否定	判報 1776 号 82 頁
							名古屋高裁金		・一般的な学校の調査報告義務は認定	判タ 1115号 196 頁
							沢支部		・市の調査報告義務違反否定	判自:218号33頁
							2004/6/10	棄却	不受理	
							最高裁			
8	1989/10/2	男(中3)	有	有	0		1994/11/29	棄却	・いじめを否定	判時 1529 号 125 頁
	岡山県鴨方町	北村英士君					岡山地裁		・暴行と自殺との因果関係を一部認定	
	町立中学校						倉敷支部		・自殺の予見性否定	
9	1991/9/1	女(中2)			0		1997/8/6	棄却	・作文は生徒の個人情報、公開すれば	判時 1613 号 97 頁
	東京都町田市	前田晶子さん			(作文		東京地裁		教師と生徒との信頼関係を損なうと	判タ 967 号 130 頁
	市立中学校				開示)				して非開示	
									・亡くなった子どもの情報は親の個人	
									情報と同視することができると判示	
							1999/8/12	棄却	・一審と同様	判時 1692 号 47 頁
							東京高裁			
9–2					0		1999/11/12	和解	・深謝(自殺劇・嘘偽報告)	
					(報告		東京地裁		・報告義務違反事実を認める	
					義務)				・町田市らは遺族の将来の事実調査に	
									真摯に対応する	
									・今後、重大事件においては、親と誠	

V · C &	7日 校									14 中 11 月 10 日 文利
									意をもって情報交換し、問題解決のた	
									めの最大限の努力をする	
10	1992/6/24	男(中3)		有	0		1994/12/8	和解	・学校側は一くんが自殺したことは遺	
	島根県益田市	岡崎一君					松江地裁		憾であると表明する	
	市立中学校						益田支部		・原告側は金銭の要求等はすべて放棄	
11	1993/5/6	男(高 1)		有	0		1996/11/22	棄却	・いじめの存在を否定	判時 1628 号 95 頁
	秋田県鹿角市	大槻浩一君					秋田地裁		いたずらやいやがらせの事実は認	判タ 941 号 147 頁
	市立中学校								定。自殺との事実的因果関係固定	
							高裁	和解		
12	1994/7/15	男(中2)		有	0	0	2001/1/15	一部	・「元同級生らによる行為が自殺の原	判時 1772 号 63 頁
	神奈川県津久井	平野洋君					横浜地裁	認容	因」と認定	判タ 1084 号 252 頁
	町								・生徒らの共同不法行為認定	
	町立中学校								・自殺との相当因果関係認定	
									・教師の監督義務違反を認定	
									調査報告義務違反は否認	
									・原告に4割の過失相殺	
							2001/1/31	一部	・ <mark>いじめが自殺の原因と認定</mark>	判時 1773 号 3 頁
							東京高裁	認容	・「いじめ」という言葉を使用	判タ 1084 号 103 頁
									・ <mark>共同不法行為を認定</mark>	
									・ <mark>安全配慮義務違反を認定</mark>	
									・ <mark>報告義務違反を認定</mark>	
									・ <mark>学校側の自殺予見可能性認定</mark>	
									・生徒らの自殺予見可能性は否定	
									・洋君と保護者に7割の過失相殺	
13	1995/4/16	男(中2)	有	有		0	1999/1/	和解	・被告のE側が「いじめ」と「自殺」	
	福岡県豊前市	的場大輔君					福岡地裁		の因果関係を認めて謝罪し、和解金	
	市立中学校						行橋支部		(金額は公表せず)を支払う	
14	1995/8/28	男(高 1)	有	有	0	0	2000/1/25	棄却	・暴行をいじめの一環とは否定	判地自 213 号 72 頁
	北海道上川支庁						旭川地裁		・いじめの存在を否定	
	道立高校								・自殺の予見可能性否定	
			1						・学校の過失を否定	

武田さち子作成 2014年11月16日更新

いじめ自殺裁判一覧

V · C 0	プロ 校								民田さり11円以 20	714 午 11 万 10 口 文利
15	1995/11/27	男(中1)	有	有	0		2002/3/29	棄却	・自殺直前の約1月の心理的いじめ認	
	新潟県上越市	伊藤準君					新潟地裁		定	
	市立中学校						高田支部		・いじめの予見可能性否定	
									・自殺の予見可能性否定	
									・学校の責任を否定	
									・家庭環境の不備を指摘	
							2003/6/23	和解	・上越市は自殺の事実を深刻に受け止	
							東京高裁		め、遺憾の意を表す	
									・いじめの早期発見に向けて教育的配	
									慮が必ずしも十分ではなかったこと	
									や、いじめを発見できなかったことを	
									反省し、市は「いじめの早期発見、早	
									期対応」に努める	
									3. 損害賠償を放棄	
									など7項目	
16	1996/1/9	男(中 2)		有	0		2000/12/25	棄却	・自殺の原因となるいじめの存在を否	
	埼玉県行田市	細井和孝君					浦和地裁		定	
	市立中学校						熊谷支部			
17	1996/1/22	男(中3)	有	有	0		2001/12/18	一部	・安全配慮義務違反認定	
	福岡県三瀦郡	大沢秀猛君	'				福岡地裁	認容	・いじめと自殺との因果関係認定	
	城島町立中学校								・自殺の予見可能性否定	
									・学校・教委の調査報告義務違反否定	
									・本人・両親の過失否定。過失相殺な	
									L	
							2002/8/30	一部	・ いじめと自殺との因果関係認定	判時 1800 号 88 頁
							福岡高裁	認容	・自殺の予見可能性否定	判タ 1136 号 126 頁
							2004/11/30	上告	不受理	
							最高裁	棄却		
18	1996/9/18	男(中3)	有	有	0	0	2002/1/28	一部	・継続的ないじめの事実、暴行と自殺	判時 1800 号 108 頁
	鹿児島県知覧町	村方勝己君					鹿児島地裁	認容	の因果関係を認定	判タ 1139 号 227 頁
	町立中学校								・生徒らの予見可能性を認定	
L	1					I	1		#2 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

V · C &	7日 校								民田でり11P以 2014年	11 月 10 日 文利
									・ <mark>学校の安全義務違反を認定</mark>	
									・教師らの自殺予見可能性否定	
									・両親に4割の過失相殺	
19	1997/1/7	男(中 1)	有		0		2000/12/21	棄却	・情報公開の範囲は地方自治体が自主	
	長野県須坂市	前島優作君			(情報		長野地裁		的に決めるもので、非開示とした処分	
	市立中学校				公開)				に違法性はない	
									・開示要求のあったすべての資料を	
									「個人が識別される個人情報」と結論	
									・市の条例は市民が自己情報を取得す	
									る制度ではない。公開にあたってプラ	
									イバシーの侵害を考慮する規定もな	
									U)	
19-2					0		2005/6/3	和解	・原告・被告双方が、優作くんへの「い	
							長野地裁		じめ」として「あだな」「悪口」「陰	
									口」などが存在したと認める	
									・学校側の調査では、優作くんの死に	
									結びつくような「いじめ」の具体的な	
									事実を特定することはできなかった	
									・市は、いじめ根絶に向け、教育活動	
									や研修活動などを行う	
									・原告側は、賠償請求を放棄する	
									など	
20	1997/4/13	男(高 2)	有	有		0	2001/4/18	一部	・ <mark>自殺の予見可能性を認定</mark>	
	静岡県駿東郡						静岡地裁	認容	・ <mark>恐喝行為と自殺の相当因果関係を認</mark>	
	学校外						沼津支部		<mark>定</mark>	
									・ <mark>保護者の監督義務違反認定</mark>	
									・保護者の自殺予見可能性否定	
									・被害者に過失はないとして、 <mark>過失相</mark>	
									<mark>殺なし</mark>	
21	1998/7/24	女(高1)			0	0	2006/3/28	一部		;1938 号 107 頁
	神奈川県横浜市	小森香澄さん					横浜地裁	認容	・いじめと自殺の相当因果関係を否定	

	V 00								武田已为1150年之初
		県立高校							・生徒の自殺の予見可能性を否定
									・学校の注意義務違反を認定
									・教師の自殺予見可能性を否定
									・注意義務違反と自殺の因果関係を否
									定
									・学校の調査報告義務違反を否定
							2007/2/19	和解	・生徒Aは言辞により、心ならずも、
							東京高裁		亡香澄の心を深く傷つけ、亡香澄を精
									神的に追いつめてしまったことを陳
									謝する
									・当事者双方は、第三者から心ない言
									動等がされたことに遺憾の意を表明
									し、本和解の趣旨ないし内容と異なる
									ような一切の言動及び行為をせず、互
									いの名誉を尊重する
									・弔慰金 30 万円を支払う
									など
ŀ	22	1998/8/6	男(中2)	有	0		2003/12/18	一部	・学校のいじめ継続の予測可能性を認
		新潟県岩船郡					新潟地裁	認容	<mark>定</mark>
		朝日村立中学校					新発田支部		・ <mark>学校の安全配慮義務違反を認定</mark>
									・自殺の予見可能性を否定
	23	1998/12/26	男(高 2)	有	0	0	2000/10/	和解	・生徒とは、1300 万の支払いと直接
		福岡県飯塚市	古賀洵作君				福岡地裁		謝罪で、和解
		私立高校					飯塚支部		・学校は、生徒指導が十分でなかった
									ことや学校が実施したアンケート開
									示方法に配慮が足りない点があった
									と謝罪
	24	1999/11/26	男(中3)	有	0	0	2005/9/29	一部	・継続的で陰湿ないじめを認定
		栃木県鹿沼市	臼井丈人君				宇都宮地裁	認容	・学校の安全配慮義務違反を認定
		市立中学校							・いじめと自殺との因果関係を否定
L								•	

V · C u	プロ 校									月4年11月10日英利
							2007/3/28	一部	・判決前に生徒の保護者と和解	判時 1963 号 44 頁
							東京高裁	認容	・学校の安全配慮義務違反を認定	判タ 1237 号 195 頁
									・ <mark>同義務違反と自殺との事実的因果</mark>	
									<mark>関係[※]は認定</mark> したが、相当因果関係は	
									否定	
									・うつ病を認定。うつ病り患と自殺の	
									相当因果関係 ※を否定	
							2008/9/30	上告		
							最高裁	棄却		
25	2000/7/26	男(中1)	メ		0	0	2005/5/18	棄却	・生徒の行為を悪ふざけとし、いじめ	
	埼玉県川口市	大野悟君	Ŧ				さいたま		の存在を否定	
							地裁		・生徒の行為と自殺の因果関係を否定	
							2005/	棄却		
							東京高裁			
25-2						0	2002/2/5	和解	・母親の謝罪と慰謝料で和解	
						(保護				
						者の手				
						紙)				
26	2000/10/11	男(中3)	有	有		0	2003/9/16	一部	・恐喝や暴行の慰謝料のみ認定	
	福岡県北九州市						福岡地裁	認容	・少年たちに自殺の予見可能性を否定	
	学校外						小倉支部		・恐喝や暴行の不法行為と自殺の因果	
									関係を否定	
27	2000/10/13	女(中3)	有		0	0	2006/12/26	和解	市はいじめ問題があったことを認め	
	千葉県市原市						千葉地裁		て謝罪し、再発防止を徹底する	
	市立中学校								・市と県が各 150 万円、男子生徒 5 人	
									が計 300 万円を支払う	
28	2002/12/21	男(中1)		有	0	0	2007/1/22	和解	・Aの両親は故亮太がこれらの行為に	
	京都府京都市	今井亮太君					京都地裁		よって多大な精神的肉体的苦痛を被	
	スイミングクラ								ったことを認め、深く謝罪し、冥福を	
	ブ								祈る	
									・Aの両親は解決金を支払う	
									·	

1 00	プロ 収 秋 円 見						武田 C 9 1 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 17 17 17 17
							・X会らは、故亮太の死を厳粛に受け	
							止め冥福を祈る	
							・X会らは、再発防止に努める	
							・見舞金を支払う	
							など	
29	2003/5/5	女(中1)	有	0	2010/3/30	棄却	・学校に報告義務があることを認定	
	愛知県名古屋市	柴田祐美子			名古屋地裁		・学校・教委の調査報告義務に違反を	
	市立中学校	さん					否定	
					2011/11/10	棄却	・学校・教委の調査報告義務に違反を	
					名古屋高裁		否定	
							・いじめの存在を否定	
30	2005/9/9	女(小6)	有	0	2010/3/26	和解	・滝川市は本件発生後の対応について	
	北海道滝川市	松木友音さん			札幌地裁		謝罪する	
	市立小学校						・北海道は事件発生後の対応について	
							謝罪する	
							・今後、本件と同種の事件について、	
							真相究明のために、必要に応じて、第	
							三者による調査を行い、また、被害者	
							及びその親族の意見を聴く機会を設	
							ける	
							・再発防止のため、本件和解の内容を	
							教職員に周知徹底する	
							など	
31	2005/10/11	女(中1)	有	0	2012/7/9	棄却	・生徒らの行為と自殺との因果関係を	
	埼玉県北本市	中井佑美さん			東京地裁		否定	
	市立中学校						・調査報告義務違反を否定	
							・国の責任については、「個別の国民	
							の法的利益を直接保護することを目	
							的とする規定は存在しない。」として	
							否定	
					2013/4/25	棄却	・生徒らの行為と自殺との因果関係を	
L					-7 -7 =-	-1		

東京高裁 京高裁 京京高裁 京政の原因となるようないじめの存在を否定。	V · C u	7日 校									714 平 11 万 10 口 文利
2014/9/25 東却 2014/9/25 東却 最高教 現高1) 長野県小県郡丸 子町 県立高校 月(高1) 高山裕太君 有 有 〇 〇 2009/3/6 長野地裁 記容 上級生がハンガーで裕太くんの頭を たたいたことに 1 万円の支払いを命じる 上級生の他の行為の違法性を否定 加密を								東京高裁		否定	
・調査報告義務違反を否定 2014/9/25 最高数 ・調査報告義務違反を否定 2014/9/25 最高数 ・記録性がハンガーで格太くんの頭を										・自殺の原因となるようないじめの存	
2014/9/25 最高載 2014/9/25 最高載 2005/12/6 長野県小県郡丸子町 県立高校 有 有										│ │ 在を否定	
最高裁 2005/12/6 長野県小県郡丸子町 県立高校 月(高1) 有 有										・調査報告義務違反を否定	
32 2005/12/6 長野県小県郡丸子町 県立高校 京山裕太君 有								2014/9/25	棄却		
長野県小県郡丸 子町 県立高校 子町 県立高校 子町 県立高校 子町 県立高校 名								最高裁			
子町 県立高校 上級生の他の行為の違法性を否定	32	2005/12/6	男(高 1)	有	有	0	0	2009/3/6	一部	・上級生がハンガーで裕太くんの頭を	
・上級生の他の行為の違法性を否定 ・加害保護者の監督義務違反を否定 「備考] ※パレー部と顧問が母親を提訴。「平穏な私生活を違法に侵害した」として、母親に対し、顧問ら 23 人に 1 人あたり 5000 円から 5 万円、計 34 万円の支払いを命じる ※校長が母親と弁護士に計 165 万円の支払いと謝罪広告を命じる ・全容解明義務違反について否定・・金容解明義務違反について否定・・調査報告義務違反を認定 ・加査報告義務違反を認定 ・ 一審を支持 要知県岩倉市 高橋美桜子さ 人(中1の後遺症) 有 ○ 2011/5/20 一部 ・生徒行為の違法性を認定・・学校の安全配虚義務違反を認定・・いじめと後遺症による自殺の因果関		長野県小県郡丸	高山裕太君					長野地裁	認容	たたいたことに1万円の支払いを命	
- 加害保護者の監督義務違反を否定 - 学校・教委の監督義務違反を否定 - (備者] ※バレー部と顧問が母親を提訴。「平穏な私生活を違法に侵害した」として、母親に対し、顧問ら23人に1人あたり5000円から5万円、計34万円の支払いを命じる ※校長が母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士に計165万円の支払いと謝罪広告を命じる - 学校の欠席確認義務を否定 - 学校の欠席確認義務を否定 - 全容解明義務違反について否定 - 地裁 - 2008/7/18		子町 県立高校								じる	
33 2006/7/4										・上級生の他の行為の違法性を否定	
【備考】 ※バレー部と顧問が母親を提訴。「平穏な私生活を違法に侵害した」として、母親に対し、顧問ら23人に1人あたり5000円から5万円、計34万円の支払いを命じる ※校長が母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士に計165万円の支払いと謝罪広告を命じる ※校長が母親と弁護士に計165万円の支払いと謝罪広告を命じる ※技長が母親と弁護士に計165万円の支払いと謝罪広告を命じる ※技長が母親と弁護士に計165万円の支払いと謝罪広告を命じる ・学校の欠席確認義務を否定・・全容解明義務違反について否定・・調査報告義務違反を認定・・調査報告義務違反を認定・・事務を書籍を表達を表記を 2009/2/26 一部記容 34 2006/8/18 女(16) 高橋美桜子さん(中1の後遺症) 有 ○ 2011/5/20 一部名古屋地裁 記容 ・生徒とは判決前に和解・・生徒とは判決前に和解・・生徒とは判決前に和解・・生徒行為の違法性を認定・・学校の安全配慮義務違反を認定・・学校の安全配慮義務違反を認定・・・でめと後遺症による自殺の因果関										・加害保護者の監督義務違反を否定	
※バレー部と顧問が母親を提訴。「平穏な私生活を違法に侵害した」として、母親に対し、顧問ら23人に1人あたり5000円から5万円、計34万円の支払いを命じる ※校長が母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士に計165万円の支払いと謝罪広告を命じる ※校長が母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士に計165万円の支払いと謝罪広告を命じる ※対しており、中華をのは、中華をのは、中華を表表を否定 ・全容解明義務違反について否定・調査報告義務違反を認定 ・一審を支持 ・一審を支持 ・一審を支持 ・一審を支持 ・一部 ・生徒とは判決前に和解 ・生徒に有の違法性を認定・学校の安全配慮義務違反を認定・・学校の安全配慮義務違反を認定・・学校の安全配慮義務違反を認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										・学校・教委の監督義務違反を否定	
 おな私生活を違法に侵害した」として、母親に対し、顧問ら23人に1人あたり5000円から5万円、計34万円の支払いを命じる※校長が母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士に計165万円の支払いと謝罪広告を命じる 33 2006/7/4 男(中3) お原賢哉君 さいたま 認容 ・全容解明義務違反について否定・調査報告義務違反を認定 34 2006/8/18 安知県岩倉市高橋美桜子さ私立中学校 名古屋地裁 認容 ・生徒行為の違法性を認定・学校の安全配慮義務違反を認定・学校の安全配慮義務違反を認定・学校の安全配慮義務違反を認定・学校の安全配慮義務違反を認定・・学校の安全配慮義務違反を認定・・学校の安全配慮義務違反を認定・・・いじめと後遺症による自殺の因果関 										【備考】	
										※バレ一部と顧問が母親を提訴。「平	
あたり5000 円から5万円、計34万円 の支払いを命じる ※校長が母親と弁護士に計165万円の支 払いと謝罪広告を命じる ※校長が母親と弁護士に計165万円の支 払いと謝罪広告を命じる ※技いた謝罪広告を命じる ・学校の欠席確認義務を否定 ・全容解明義務違反について否定 ・調査報告義務違反を認定 ・一審を支持 図容 34 2006/8/18 女(16) 有 意橋美桜子さ 私立中学校 の(16) 有 高橋美桜子さ ん(中1の後遺 症) イロの後遺 症) イロの後遺 症) イロの後遺 症) イロの後遺 症) イロの後遺										穏な私生活を違法に侵害した」とし	
の支払いを命じる ※校長が母親と弁護士を名誉棄損で 提訴、母親と弁護士に計 165 万円の支 払いと謝罪広告を命じる ※校長が母親と弁護士に計 165 万円の支 払いと謝罪広告を命じる ・学校の欠席確認義務を否定 ・学校の欠席確認義務を否定 ・全容解明義務違反について否定 ・調査報告義務違反を認定 ・一部 東京高裁 認容 ・・一審を支持 34 2006/8/18 女(16) 有 愛知県岩倉市 私立中学校 の(中1の後遺 症) 有 ○ 2011/5/20 一部 認容 ・生徒とは判決前に和解 ・生徒で為の違法性を認定 ・学校の安全配慮義務違反を認定 ・学校の安全配慮義務違反を認定 ・学校の安全配慮義務違反を認定 ・学校の安全配慮義務違反を認定 ・学校の安全配慮義務違反を認定 ・・いじめと後遺症による自殺の因果関										て、母親に対し、顧問ら23人に1人	
※校長が母親と弁護士を名誉棄損で 提訴、母親と弁護士に計 165 万円の支 払いと謝罪広告を命じる ・学校の欠席確認義務を否定 ・全容解明義務違反について否定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										あたり 5000 円から 5 万円、計 34 万円	
提訴、母親と弁護士に計 165 万円の支 払いと謝罪広告を命じる 2008/7/18										の支払いを命じる	
払いと謝罪広告を命じる 担いと謝罪広告を命じる 担いと謝罪広告を命じる 2008/7/18										※校長が母親と弁護士を名誉棄損で	
33 2006/7/4 男(中 3) ○ 2008/7/18 ・学校の欠席確認義務を否定 埼玉県越谷市 私立中学校 杉原賢哉君 さいたま 地裁 ・全容解明義務違反を認定 2009/2/26 東京高裁 一部 東京高裁 ・一審を支持 34 2006/8/18 愛知県岩倉市 私立中学校 女(16) 高橋美桜子さん(中1の後遺症) インの後遺症による自殺の因果関										提訴、母親と弁護士に計 165 万円の支	
埼玉県越谷市 私立中学校 杉原賢哉君 さいたま 認容 ・全容解明義務違反について否定 ・ 調査報告義務違反を認定 2009/2/26 東京高裁 認容 ・一審を支持 2006/8/18 女(16) 有 〇 2011/5/20 一部 ・生徒とは判決前に和解 判時 2132 号 62 頁 登知県岩倉市 高橋美桜子さ ん(中1の後遺 症) ん(中1の後遺 症) 一部 ・生徒行為の違法性を認定 ・ 学校の安全配慮義務違反を認定 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										払いと謝罪広告を命じる	
私立中学校 地裁 ・調査報告義務違反を認定 2009/2/26 東京高裁 ・一審を支持 34 2006/8/18 愛知県岩倉市 私立中学校 女(16) 有 高橋美桜子さん(中1の後遺症) クロ1/5/20 名古屋地裁 ・生徒とは判決前に和解・生徒行為の違法性を認定・学校の安全配慮義務違反を認定・学校の安全配慮義務違反を認定・対しめと後遺症による自殺の因果関	33	2006/7/4	男(中3)			0		2008/7/18	一部	・学校の欠席確認義務を否定	
34 2006/8/18		埼玉県越谷市	杉原賢哉君					さいたま	認容	・全容解明義務違反について否定	
第京高裁 認容 34 2006/8/18 受知県岩倉市 系橋美桜子さ 私立中学校 症) 女(16) 有 高橋美桜子さ ん(中1の後遺 症) 〇 2011/5/20		私立中学校						地裁		・ <mark>調査報告義務違反を認定</mark>	
34 2006/8/18 女(16) 有 〇 2011/5/20 一部 ・生徒とは判決前に和解 判時 2132 号 62 頁 愛知県岩倉市 私立中学校 ん(中1の後遺症) 人(中1の後遺症) ・学校の安全配慮義務違反を認定・いじめと後遺症による自殺の因果関									-	・一審を支持	
愛知県岩倉市 高橋美桜子さ 名古屋地裁 認容 ・生徒行為の違法性を認定 私立中学校 ん(中1の後遺症) ・学校の安全配慮義務違反を認定 ・いじめと後遺症による自殺の因果関											
私立中学校 ん(中1の後遺 ・学校の安全配慮義務違反を認定 ・いじめと後遺症による自殺の因果関	34			有		0	0		-		判時 2132 号 62 頁
症) ・いじめと後遺症による自殺の因果関								名古屋地裁	認容		
		私立中学校									
係を認定			症)								
										係を認定	

V 00								武田已 5 1 F/X 2014 中 11 /1 10 日 文
								・学校の義務違反と解離性同一性障害
								の罹患自殺との因果関係を認定
								・自殺の予見可能性を認定
						2011/11/10	一部	· <mark>学校の対応放置と解離性同一性障害</mark>
						名古屋高裁	認容	の発症との因果関係を認定
								・いじめと自殺との因果関係を否定
35	2006/10/23	女(中2)	有		0	2011/11/30	棄却	・いじめの存在を否定
	岐阜県瑞浪市					岐阜地裁		・生徒への無記名のアンケートで、い
	市立中学校							じめがあったとした学校の対応につ
								いて、「到底理解することができない」
								とした。
						2012/12/19	棄却	・いじめの存在を否定
						名古屋高裁		
36	2006/11/22	女(高2)		0		2014/3/11	棄却	・いじめ発見・予防義務を怠った過失
	山形県高畑町	渋谷美穂さん				山形地裁		を否定
	県立高校							・自殺の予見可能性を否定
								行動把握義務違反を否定
								・教職員の飛び降り防止義務を怠った
								過失を否定
								・営造物の設置及び管理の瑕疵を否定
								・学校側の誹謗中傷を否定
37	2007/10/9	男(高1)	有	0		2012/5/30	棄却	・学校の安全配慮義務違反を否定
	大阪府茨木市					大阪地裁		・学校の調査報告義務違反を否定
	府立高校							
							棄却	
						大阪高裁		
38	2009/11/	男(中1)		0		2012/6/12	一部	・自殺による死亡という事実を伏せた
	高知県高知市					高知地裁	認容	まま一部生徒に実施した調査を調査
								報告義務違反と認定
						2012/12/20	一部	・地裁判決を一部取り消し、調査報告
						高松高裁	認容	義務違反を否定。
_								

V · C 0.	プロ 校							7 10 日文初
							・教師が両親に対し自殺の理由につい	
							て配慮を欠いた発言をしたことにつ	
							いては違法性を認定	
39	2010/10/23	女(小6)	0		2014/3/14	一部	・いじめと自殺の事実的因果関係を認	
	群馬県桐生市	上村明子さん			高崎地裁	認容	定	
	市立小学校						・自殺の予見可能性を否定	
							・学校側の安全配慮義務違反を認定	
							・学校・教委の調査報告義務違反を認	
							定	
							・原告側に過失相殺なし	
					東京高裁	和解	① 桐生市は明子さんが自ら命を絶っ	
							たことに哀悼の意を表明する。	
							② 桐生市は明子さんがいじめを受け	
							ていながら、十分な措置を講ずること	
							ができなかったことについて謝罪す	
							る。	
							③ 桐生市はいじめに対する安全配慮	
							義務の不完全履行についての解決金	
							(調査報告義務違反を含まない。) と	
							して金 150 万円を支払う。など	
39-2				0	高崎地裁	係争中		
40	2011/9/1	女(中2)	0		鹿児島地裁	係争中		
	鹿児島県出水市		アンケ					
	市立中学校		ート					
41	2011/10/11	男(中 2)	0	0	大津地裁	係争中		
	滋賀県大津市							
	市立中学校							
41-2			0		2014/1/14	一部	・校長が原告に本件確約書の提出を求	
			アンケ		大津地裁	認容	めた行為を違法と認定。	
			− ⊦				・不開示処分や資料の存在を明らかに	
							しなかったことを個人情報保護条例	
	1				1			

いじめ自殺裁判一覧 武田さち子作成 2014年11月16日更新

※事実的因果関係と相当因果関係

不法行為として損害賠償が認められるためには、加害者の行為と損害発生との間に因果関係 (<u>事実的因果関係</u>)が認められなければならい。しかし、この因果関係 を単なる条件関係ととらえると、行為者は際限もない責任を負わされることになってしまうため、現在では、相当因果関係の範囲に限定している。

相当因果関係とは、経験的知識に照らして、通常発生すべき結果に対して、すなわち、行為の時に認識していた、また認識可能であった結果にたいしてのみ法的 因果関係ありとするもの。

「学校教育裁判と教育法」/市川須美子/2007年7月20日三省堂」参照